

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本植物調節剤研究協会（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2. 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
3. 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
4. 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
5. 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の常勤役員の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」とする。

2. 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
3. 常勤役員に対する役員賞与の総額は、別表第3「常勤役員の賞与」のとおりとする。

4. 常勤役員に対する退職慰労金は、別表第4「常勤役員退職慰労金の算出要領」に定める算式により算出された額とする。
5. 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、役員が自己の都合により退任した場合、又は解任された場合は、当該役員には支給しない。
6. 各評議員の報酬等は、別表第5「評議員の報酬」のとおりとし、定款第15条に定める金額の範囲内において支払うものものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬月額、月額をもって毎月15日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、この法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

俸給月額と調整手当との合計額

俸給月額	900,000円以内の額
調整手当	俸給月額の100分の12以内を乗じて得た額

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会等出席	謝金として一人一回につき 10,000円
監事が行う監査業務	謝金として一人一回につき 20,000円

別表第3 常勤役員の賞与

基準日における常勤役員の報酬月額に100分の470を乗じて得た額。
ただし、当該常勤役員の業績を考慮し、100分の200を乗じて得た額を超えない範囲で、これを増額し、又は減額することができる。

別表第4 常勤役員退職慰労金の算出要領

10年未満の期間	在任期間1年につき報酬月額に100分の150を乗じて得た額
10年以上の期間	在任期間1年につき報酬月額に100分の125を乗じて得た額

別表第5 評議員の報酬

評議員会等出席	謝金として一人一回につき 10,000円
---------	----------------------